

「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」開催要綱

（目的）

第 1 条 東日本大震災における地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援するため、「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第 2 条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- （１）東日本大震災における地方公共団体の災害対応の検証に関する事項
- （２）地震・津波対策の充実・強化に係る地域防災計画の見直し等に関する事項

（検討会）

第 3 条 検討会の委員は、学識経験者、地方公共団体の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁国民保護・防災部防災課長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会については、原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

（任期）

第 4 条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

（庶務）

第 5 条 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課が処理する。

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成 23 年 6 月 10 日から施行する。